

川辺町定住促進助成金について

定住人口の増加を図るため、川辺町定住促進助成金制度を設けました。町内に住宅を新築したり、住宅を購入した方に**定住促進助成金**を交付します。

●対象となる方

次の1～4の条件にすべてあてはまる方が対象です。

1. 平成32年3月31日までに新築、もしくは建築後3年以内の住宅を取得し、入居された方
2. 川辺町内に住所を有している方、川辺町へ転入された方
3. 住宅に入居する世帯全員の町税等に未納がないこと
4. 住宅取得に際し関係法令及び条例等に違反していないこと

※（注）3.の町税等とは、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、下水道使用料、水道料金、学校給食費、川辺町児童クラブ利用料のことをいいます。

※過去にこの要綱に基づく助成金の交付対象となった住宅。購入者自らが居住しない住宅。別荘等の一時的居住を目的とした住宅及び賃貸目的で取得した住宅。国、県又は町等公共工事に伴う移転補償、損害賠償等の補てんを受けて取得した住宅。住宅を共有で取得した場合に当該住宅に居住する世帯員の合算した持ち分が2分の1未満となる住宅。相続又は贈与等の取得対価の伴わない方法により取得した住宅。は交付対象外となります。

●対象となる住宅

玄関、便所、台所、風呂及び居室を有し、利用上の独立性を有する住宅
（賃貸住宅除く） なお、床面積の制限はありません。

●助成される額

10万円

10万円（多世代同居・近居加算）

10万円（町内事業所建築加算）

最高30万円

●申請方法

「川辺町定住促進助成金事業承認申請書」に次の書類を添付してください（住宅を取得した日、又は本町に転入した日から1年以内に申請をしてください。）

- (1) 世帯全員の住民票謄本（続柄記載）
- (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 建物の登記事項証明書
- (4) 住宅の平面図（建築確認又は契約書の付属図書）
- (5) 子の戸籍全部事項証明書（3世代同居等の場合）
- (6) 世帯全員分の市区町村税の納税証明書（町外在住者が転入した場合）
（原則18歳以下の者を除く）
- (7) その他町長が必要と認める書類

